

地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員退職手当規程

令和4年10月1日
規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター職員就業規則（令和4年規程第6号。以下「職員就業規則」という。）第46条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター（以下「当法人」という。）の職員に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程に規定する退職手当は、職員就業規則第3条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合にあっては、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる退職手当の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにある場合は、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給)

- 第4条 退職手当は、職員が退職した日から起算して1ヶ月以内に支払わなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- 2 法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく労使協定により、法定控除のほか退職手当からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき退職手当の額から、その額を控除して支払うものとする。
- 3 この規程による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

(退職手当の支給制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続期間が1年に満たないで退職した者
- (2) 懲戒解雇の処分を受けた者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された者

(退職手当の支給基準)

第6条 職員が退職したときは、その退職日における給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、次の各号の区分に従い当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額を退職手当として支給する。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続期間1年につき100分の100
 - (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続期間1年につき100分の110
 - (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続期間1年につき100分の120
 - (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続期間1年につき100分の140
 - (5) 勤続30年を超える期間については、勤続期間1年につき100分の100
- 2 前項各号の合計額が退職日給料月額に100分の5,000を乗じて得た額を超えるときは、退職日給料月額に100分の5,000を乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

(期間の端数計算)

第7条 前条各号の勤続期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち休職の期間（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。）による傷病による休職の期間を除く。）がある場合は、有給の休職期間の2分の1及び無給の休職期間（停職処分を受けた期間を含む。）の全部を在職期間から除算する。
- 4 第1項の規定による在職期間のうち育児休業（出生時育児休業を含む。）及び介護休業をした期間がある場合には、その期間の2分の1に相当する期間（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については3分の1に相当する期間）を在職期間から除算する。

(勤続期間の計算の特例)

第9条 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、他の地方独立行政法人の職員その他これらに準ずるものとして理事長が認める者のうち、引き続いて当法人の職員となり、通算して12ヶ月（当法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月に限る。）を超える期間勤務したものに対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当法人の職員となる前に引き続いて勤務した期間は、前条第1項に規定する当法人の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(退職手当の増額)

第10条 職員が次の各号に該当する場合は、退職日給料月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を第6条の支給基準による退職手当の額に加算することができる。

- (1) 当法人による勸奨に応じて退職した場合
- (2) 勤続期間が20年以上であって、職務上特に功労のあった者が退職した場合

- (3) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であつて、特に増額の必要があると認められる場合

(退職手当の減額)

第 11 条 職員が、諭旨解雇の処分を受け退職する場合には、第 6 条の支給基準による退職手当の額から当該金額に 100 分の 50 以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第 12 条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第 4 項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、当該退職に係る退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 13 条 退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当を支給することが、当法人に対する住民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を当法人の掲示板に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき職員に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して 1 年を経過した場合
- 5 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の返納)

第 14 条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、又は在職期間中の行為に関し懲戒解雇の処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全額を返納させることができる。

2 前項の規定により退職手当の全額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、別に定める。

(支給基準)

第 15 条 この規程に定める退職手当の支給基準は、社会一般の情勢に応じて改定することができる。

(補則)

第 16 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。